

刑事法

解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法の配点比率は、5：4：6です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

刑法 第1問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい。

Xは、住宅街にある一軒家に妻Aとともに住んでいた。Xは、会社をリストラされ失業したにもかかわらず、酒浸りとなって、一向に仕事を探そうとしなかった。Aは、Xに愛想を尽かし、Xに反省を促すために、3か月前から実家に戻ってしまっていた。

ある日、Xはいつものように焼酎をコップに入れて飲みつつ、サイドボードに飾ってあった全長60センチメートルの木製の人形を眺めながら、まだ夫婦の関係が円満だった日々を回想していた。この人形は、XとAが新婚旅行の際に買い求めたものであった。酒が進むうち、あの楽しかった日々はもう二度と帰ってこないのかという思いがXに去来した。Xは、その思いを振り払おうと、直径約10センチメートル、高さ約4センチメートルのガラス製灰皿の上で、人形にライターで点火し燃やし始めた。灰皿は、居間の北側ベニヤ板壁から約90センチメートル、西側の壁から約125センチメートルの地点の畳の合わせ目付近に置かれていた。Xは、燃え易い人形をそのまま放置して燃えるにまかせると、いずれその火が燃え広がり、畳等に燃え移り、さらに家屋にも燃え広がってしまうかもしれないことを認識しつつ、Aはなぜいつまでも帰ってこないのか、もう自分は見捨てられたのかなどと自暴自棄になったため、とっさに家が燃えて自分も焼け死んでも構わないという気持ちになり、あえて人形を灰皿の上に置いたまま居間に敷いていた1メートル四方のラグマットの上に横になって、これを放置した。

やがて人形に火がまわり、人形の破片が落下した結果、火は灰皿付近の畳表に燃え移ってしまった。Xは、横になりながらその様子を眺めていたが、次第に怖くなり、また、やはりAとやり直したいという思いもあって、火を消し止めることを決意した。Xは立ち上がり、畳表上の火の上に自分が寝ていたラグマットを被せた。このラグマットは、Aが購入してきたものであり、Xは、手触りがいい難燃性素材の新しい製品であると聞かされていたため、ラグマットを被せれば、火は消し止められると考えていた。ところが、実はラグマットは易燃性素材であるポリプロピレンでできていた。そのため、Xがラグマットを被せた瞬間に、火はラグマットに引火し、大きく燃え広がってしまった。Xは、激しく動揺し、自力での消火を断念して、119番通報をした。駆け付けた消防が消火作業を行い、Xの家は全焼してしまったものの、周囲の家に延焼することは免れた。

後に判明したところによると、Xの家の畳は防災加工が施されていたため、人形の火が畳表に引火した状態で放置した場合、全焼に至るまでには数日間を要し、または自然に鎮火した可能性もあった。

刑法 第2問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい。ただし、住居侵入罪の成否については論じる必要がない。

Aは、B国で作成された1万円札を精巧に模した紙幣様の紙片で、スーパーIと呼ばれているものを密かに輸入し、隠し持っていた。当時、スーパーIは、頻繁に使用され、甚大な被害をもたらしており、社会問題化していた。

Xは、Aとは面識がなかったが、AがスーパーIを所持していることを聞きつけて、何とかして自分のものにしようと考えた。Xは、知人にAを紹介してもらい、Aに対し、「最近、センサー技術が向上し偽札は簡単に見破ることができるようになっている。しかしセンサー技術にはすり抜けられるポイントもある。俺は最新の技術に詳しいから、お前の持っているスーパーIが本当に通用するかどうか確かめてやってもいいぞ。ただし、スーパーIは個体差が大きいらしいから、持っているものはすべて検査する必要がある。」と持ち掛け、Aもその気になった。

XはA宅を訪問した。ちょうどそのとき、A宅にはAの息子一家が来訪していたため、Aは、Xを居間に通すことをせず、玄関先でXにスーパーIを見てもらうことにした。Aは、500枚のスーパーIが入った金属製の鞆を玄関先に持ってきて、Xに渡した。鞆には鍵がかかっていたが、Xの要求によりAは鞆の鍵を開錠した。Xが鑑定用のレンズを鞆から取り出すなど準備をしているときに、居間からAの孫がAを呼んだ。孫がかわいくて仕方がなかったAは、スーパーIから目を離すのは短時間だけだから大丈夫だろうと思い、Xをそのままにして居間に行った。Xは「いまだ。」と思い、スーパーIを持ってA宅を出て逃走し、タクシーを拾って、ホテルHに身を潜めた。Aは、居間に行ってから5分後に玄関に戻ってきたが、Xはいなくなっており、スーパーIもなくなっていた。

AはXに騙されたと思った。しかしAは、用心のためにスーパーIの入った鞆にGPS発信機を取り付けていた。GPSの位置情報からXの居場所を把握したAは、スーパーIを取り戻そうとホテルHに乗り込み、Xが滞在している部屋のチャイムを鳴らした。Xは部屋で鞆からスーパーIを取り出して確認していたが、チャイムが鳴ったため、ドアスコープを確認しAが乗り込んできたことを察知した。Xは、ドアを開けるや否や、携帯していた伸縮式の警棒でAの右脚を殴打した。Aは、右太腿を強打され、その場に倒れて悶絶した。

XはスーパーIを自らの鞆に入れて逃走し、姿をくらました。Aは全治2か月の右大腿骨骨折の重傷を負い、快復後、Xの行方を捜したが、Xを見つけることはできなかった。

刑事訴訟法

次の事例を読んで、後の小問1、小問2、小問3に答えなさい。

【事 例】

Xは、タイのバンコクから、エアブウBAL401便により、羽田空港に帰国した。入国にさいしての税関検査により、Xが、自身の携帯する大型スーツケースのなかに、覚醒剤2キログラムの入ったチョコレート缶を所持していることが発見された。Xは、逮捕、勾留を経て、覚醒剤取締法違反（輸入）の事実により起訴された。

公判前整理手続において、Xの弁護人は、「チョコレート缶は、Xが、バンコクの取引先のYから、日本に住むYの友人Zに土産として渡してほしいと言われて預かった物である。Xは、缶のなかに覚醒剤が入っていることを、まったく知らなかった。」と主張し、故意を否定した。

検察官は、立証趣旨を「被告人が税関において預かり品はないと申告したこと」として、Xが羽田空港税関において提出した「携帯品・別送品申告書」の証拠調べを請求した。同申告書には、「他人から預かった物をもっていますか。」という質問があり、それに対して、申告者が「 はい」、「 いいえ」のいずれかのにチェックを入れる部分が含まれていた。Xは、同部分において「 いいえ」のにチェックを入れ、申告書の所定の欄に年月日を記入し、署名していた。

小問1 裁判所は、この「携帯品・別送品申告書」を証拠として採用することができるか。

小問2 この「携帯品・別送品申告書」が証拠として採用された場合には、検察官は、どのような推論を用いて、この「携帯品・別送品申告書」からXの犯罪事実を証明できると主張するか。

小問3 弁護人は、小問2の検察官の推論に、どのように反論することができるか。